

一般送配電事業の中立性確保に関する規程
(個別規程)

規程 2020年3月2日制定
2024年6月26日第4次改正
管理箇所：経営戦略本部

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「パワーグリッド」という。）が営む一般送配電事業の中立性を確保するため、同社の特定関係事業者である当社が遵守すべき基本的な事項を定めることを目的とする。

第2章 禁止行為

(不当な影響力の行使)

第2条 パワーグリッドに対し、電気事業法において禁止行為等として掲げられている行為をす
るよう要求または依頼しないものとする。

(非公開情報の利用)

第3条 パワーグリッドの非公開情報を、当社の小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業
の業務において利用しないものとする。

(広告宣伝等)

第4条 パワーグリッドの信用力または知名度を利用して、当社に対する需要家、取引先その他
の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行わないもの
とする。

(連携業務)

第5条 取締役および従事者は、送配電等業務を行わないものとする。ただし、パワーグリッド
の供給設備の事故や非常災害時等、パワーグリッドの要請に基づき、パワーグリッドと連
携して緊急的に供給支障を解消することが必要な場合は、この限りでない。

第3章 兼職・人事異動の制限

(兼職)

第6条 パワーグリッドの取締役は当社の取締役（監査等委員を含む）または職員との兼職を、
職員は当社の取締役（監査等委員を含む）との兼職を行わないものとする。ただし、パワーグ
リッドにおいて以下の措置をいずれも講じる場合、または当社において小売電気事業、発電事
業または特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保
するための措置を講じる場合は、この限りでない。

1 非公開情報を入手できないことを確保するための措置

- 2 送配電等業務のうち、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置
- ② パワーグリッドにおいて特定送配電等業務に従事する職員は、以下のいずれかに該当する当社の職員との兼職を行わないものとする。
- 1 小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
 - 2 子会社等である小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- ③ パワーグリッドと当社の間で兼職を行う場合には、事前に電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、その内容を公表するものとする。

(人事異動)

- 第7条 パワーグリッドの取締役については、退任後2年を経ずに、当社の取締役（監査等委員を含む）への就任を、または当社の小売営業、電力取引および電源開発計画策定または特定卸供給事業を行う部署への異動を行わないものとする。
- ② パワーグリッドの情報連絡窓口および基幹系統計画の策定を行う部署の職員については、当社の取締役（監査等委員を含む）または前項で定める部署への直接の異動を行わないものとする。

付 則

この規程は、2024年6月26日から施行する。